

生徒心得(案)

I 通 学

1. 交通ルールを厳守する。自転車通学者は必ずヘルメットを着用し、正しい乗り方を心がける。
2. 自転車通学希望者は、学校へ届け出るとともに自転車店で防犯登録し、任意保険に加入する。
3. 通学自転車は
 - ①許可標識を貼ること。
 - ②点検整備されたものを使用すること。
 - ③マウンテンバイクではないこと。
 - ④ハンドルは標準のものとし、形や角度を安全に保つこと。
 - ⑤所定の場所に置き、鍵をかけること。
4. 自転車の通学許可区域は、校区全域とする。学校長に申請することにより自転車通学を許可する。
5. 登下校は、所定の通学路を通る。

II 服 装

1. 服装は、以下のきまりを守り、清潔感のある着こなしを心がける。
 - (1) 男子生徒について
 - ①本校の標準の服を正しく着用すること。
 - ②学生服の下に着るものは、白のワイシャツ（標準のもの）及び学校指定のものとする。
 - ③頭髪は、中学生らしく清潔であること。（勉強や運動の妨げにならないような長さにし、脱色・染色・パーマ・整髪料の使用などはしない。）
 - (2) 女子生徒について
 - ①本校の標準の服を正しく着用すること。
 - ②下に着るものは白のブラウス（学校指定）とし、学校指定のリボンまたはネクタイを着用すること。
 - ③頭髪は、中学生らしく清潔であること。
（勉強や運動の妨げにならないような長さにし、脱色・染色・パーマ・整髪料の使用などはしない。なお、長い場合は黒・紺などの色のゴムなどで束ねる。）
 - (3) 男女共通のこと
 - ①通学用靴は、白・黒・紺を基調とした運動靴（ジョギングシューズ：体育の授業で使用できるもの）とする。
 - ②靴下は、白・黒・紺色で柄や線がなく、くるぶしが隠れるものとする。（ワンポイントは可）
 - ③通学カバンは学校指定のものとする。ただし、通学カバンに入りきらないときは、黒や紺などの華美でない色・形のサブバッグを併用すること。

- ④セーターは、ハイネック以外のものとし、白・黒・紺・茶・グレーを基調とする無地とする（ワンポイントは可）。また、着用に関しては上着の下に着用し上着から外に出さないこと。
- ⑤通学にコートを着用する場合は、黒・紺・茶・グレーの華美でないものとし、極端にすそが長くないものとする。（ウインドブレーカーも可）
- ⑥上履きは学校指定のものとする。
- ⑦名札は、指定されたものを制服につけること。

(4) 体操着について

- ①男女とも学校で定めた体育着の上下・ハーフパンツを用いる。なお、半抽シャツは白・黒・紺無地のTシャツ（ワンポイントは可）でもよい。冬季はウインドブレーカーを着用してよい。（白・黒・紺を基調とした色）
- ②トレーナーは白・黒・紺・グレーを基調とする無地を着用する（ワンポイントは可）。また、着用に関しては、上着の下に着用すること。

2. 冬服・夏服・合服の着用の時期は、目安として次の通りとする。

〈男子〉	冬服	夏服			冬服	
月	4・5	6	7・8	9	10～3	
※合服（白いブラウスとベスト）夏服（白いブラウス）	〈女子〉	冬服	合服	夏服	合服	冬服

3. 病気・けが・その他特別の理由により、上記と異なる服装が必要な場合は、担任に申し出て許可を受ける。

Ⅲ 校内生活

- 1. 登校後は校外へは出ない。必要な事で校外に出るときは、必ず許可を得る。
- 2. 不必要な金銭・品物は持ってこない。また、買い食いもしない。
- 3. 下校時刻を守る。遅くなる場合は保護者に連絡するとともに、担任または日直教師の許可を受ける。寄り道をせず、安全に気をつけて下校する。
- 4. 学校のことを大切にする。

Ⅳ 校外生活等

- 1. 欠席・遅刻の場合は、事前に学校へ必ず連絡する。
- 2. アルバイトは原則として禁止する。
- 3. 常に安全を守り、中学生としての品位を保つように努める。

令和4年4月1日制定